

中世禁裏の宸筆御八講をめぐる諸問題と『久安四年宸筆御八講記』

Research Materials

井原今朝男・國學院大学院生ゼミグループ

はじめに

本稿は、院政期から室町期を通じて禁裏で行われた宸筆御八講の五巻日における捧物である銀製品の献上をめぐる論点について私見を提示したものである。近年、室町期の禁中仏事について研究が進展しており、その中で、室町期の古記録をもちいて史実を論述する若手の研究成果が公開されるようになった。こうした研究動向は、戦前戦後を通じて武家史料や寺社史料を中心におこなわれてきたことからすれば、きわめて好ましいことである。近年中世社会の出発点についても武家政権成立の歴史的意义を相対化して、むしろ、公家・武家・名主層の階級配置がうまれた院政期を中世社会の出発とする歴史像が東西で描かれるようになってきた。慈円『愚管抄』や新井白石『読史余論』のように公家社会から武家社会への転換を中世社会の成立とみる伝統的歴史像を相対化しようとする歴史研究が大きな潮流になりつつある。あらためて、公家史料や百姓らを含む地下史料の公開と利用に取り組んでいくことが重要な課題になっている。

こうした研究動向の中で公家史料研究が抱える諸問題について、気に

なっていることを指摘しておきたい。

第一は、近年、田島公の目録学研究が、公家史料研究のうえに果たす意義について注目する必要があるように思う。田島は日本の古代中世近世史料群を禁裏がどのようにその全体像を把握していたのかを目録学によって掌握しようとしている⁽¹⁾。それは、これまでの主要な歴史分析の対象であった武家史料や寺社史料を相対化することにつながり、前近代史料群の全体構造を把握する第一歩になるにちがいない。

田島の目録学的研究によって禁裏が把握していた前近代史料群の全体構造がわかることにもなっており、これまで停滞していた公家史料研究の活性化が可能になる点が挙げられる。これまでも歴博の廣橋家旧蔵記録文書典籍類や田中穰氏旧蔵典籍古文書の中の山科家や三条家など、さらに京都大学の勸修寺家・清家文庫・中院家、宮内庁の九条家、国学院大学の久我家、神宮文庫の三条家など公家の個別家の史料群が徐々に歴史研究に活用されている。しかし、公家史料の公開と活用がすすまないのは、史料整理に際して外題や内題のない転写本が多く、相互交流や情報不足からいかなる性格のものか不明であるものが多いことである。ところが、田島科研による禁裏本の目録学的研究によって、国内のどの

所属機関がどのような史料群を所蔵しているのか、その全体像を把握することが可能になった。吉岡眞之・小川剛生を中心とした歴博での高松宮家伝来禁裏本の共同研究でも、田島公の目録学的研究成果と対比・交流することによって、これまで高松宮家伝来禁裏本のなかで書名の不明であった史料名が確定することができるようになった事例が多い。たとえば、歴博所蔵の廣橋家旧蔵記録文書典籍類や田中穰氏旧蔵典籍古文書の中にある甘露寺家史料については、これまでいかなる性格の史料なのかまったく不明なものがあつた。そのひとつの無表紙の写本が、甘露寺親長の還幸伝奏記の部分的な転写本であり、その原本が京都大学総合博物館の勸修寺文書の中に存在することがあきらかになって、歴博での史料調査が飛躍的に前進した。その結果、甘露寺親長は、儀式伝奏をとめた行事ごとに伝奏記を別記として作成し、天皇の閲覧に供していた事例があきらかにされ、伝奏記という一史料群の存在が指摘されるようになった。⁽²⁾ 目録学と連動して公家史料の歴史的 성격の解明が飛躍的に前進する諸条件がつくられつつあるとみてまちがいない。

第二に、公家史料の中には、古文書学や古記録学の対象となる古文書や家記などは、史料大成・史料纂集や大日本古記録などによって数多く公開されてきた。しかし、実際の公家史料の中では、古文書と日記の抜書や帳簿類などを併せ持った史料群が数多く存在する。近年の史料学では「書面」とよばれる概念が提起されているが、古記録学の分野でも古記録Ⅱ日記という理解では、分析することのできない史料群が数多く存在していることに留意する必要があると思う。それらは、いかなる命令系統の中で作成され機能したものか意味不明のものが多く、そのうえ帳簿類が数多い。書面や帳簿には複雑な追筆や加筆・増補などが行われ、朱筆・墨点・軸点などをもち、どのような命令指揮系統の中で作成され、活用されたのかを解明しなければ、歴史史料分析に活用しえない史料群も多い。新しい史料批判学を開拓しなければ、公家史料の公開と活用の

道が開けないという問題点を抱えている。

いいかえれば、これまでの古文書学や古記録学の枠内に入る典型的な史料群はすでに公開されており、現在未公開になっているものは、古文書とも記録類ともきめられない資料的性格の判明しない史料群がきわめて多いということができる。古文書と古記録の境界領域にある史料群の性格を解明する研究が急務の課題になっているといえよう。

第三の問題は、公家史料がもつ階層性が生み出す諸問題である。天皇作法や倚廬の儀での作法などは、天皇の日記や撰閲家の記録でしか知り得ないものが多い。大臣家・清華家の史料は、官行事所の上卿をつとめ、室町後期には天皇の勅問に預かるばかりになり、国政運営の中核から離脱することが多くなる。洞院家が断絶し史料が散逸する事例も出るが、『上卿簡要抄』などの作法書の作成などの基礎史料になった。職事・弁官をつとめ、行事の蔵人や奉行をつとめ中納言にあがる名家は、室町期には勸修寺系と日野系がほぼ独占し、親が大納言や儀式伝奏をつとめ、子息が職事弁官をつとめ、父子で近習之輩となる事例が多くなる。彼らが両局之輩や六位外記史など実務官僚機構と国家意志決定機関である天皇・院・室町殿・勅問の輩・管領などとの意見調整をおこなっており、室町期の国政運営の中核実務機能を果たした。そのため伝奏記・奉行記・申沙汰記など多くの国政行事内容を把握できる公家史料を残した。しかし、これらには行事担当者や行事用途の全容・財政帳簿類の史料を基本的に欠いている。官務・局務や六位外記史をつとめた中原・清原・小槻などの地下官人層が公家の下級実務官僚機構であるので、『惣用下行帳』などの財政運営史料や『諸役人控』などの行事担当役人交名注文などを把握している。しかし、大宮家の断絶などで散逸史料が多い。このように公家史料には階層性が顕著であり、同じ行事の史料でもだれのものかによって論証できる史料の負担能力が大きく異なる。このため、史料の作成者を特定し、その階層性と職掌を特定して史料の負担能力を決めて

いくという史料批判学が必要不可欠となる。古記録や作法書・次第書など史料の性格に応じた史料の持つ負担能力を特定する史料批判学を深めることが公家史料研究の大きな課題になっているといえる。

もとより、公家史料は原本そのものよりも書写本・転写本が圧倒的に多く、中世後期の転写本や近世の転写本研究が必要不可欠になっている。しかし、日本史学研究では古代・中世・近世・近代という縦割り研究が主流であって、それが古代史家や中世史家による近世転写本研究の壁になっていることはまちがいない。あらためて、日本史学の縦割り研究組織を打破して、古代から近世近代におよぶ公家史料研究が転写本研究や帳簿論・書面論の新しい地平を開拓・活発にさせることを期待せずにはおられない。

とくに私のような団塊の世代までは、古文書は第一次史料であり、古記録は二次的史料であるから、古記録は古文書によって裏付けをとることが必要であると教えられてきた。しかし、八〇年代以降、古記録の利用が進展するとともに、古文書と古記録が歴史分析の第一等史料としてもちいられ、古記録の史料批判の方法はあまりかえりみられなくなっている。

本稿でとりあげる宸筆御八講関係史料についても、『群書類従』・寺史・宗派史料などとして公開されているものが多く、室町・戦国・近世初期の諸研究が数多く蓄積されている。ここでは、『日記』の記述がそのまま史実として論じられ、古記録の史料批判がなおざりになっているといわざるをえない事例が散見される。とりわけ、院政・鎌倉期の史料群との断絶や研究者の縦割り意識がわざわざいって、中世前期と後期の研究者間の相互批判や研究協力がえられないために、研究の停滞を生んでいるのが現状である。

こうした研究状況を打破していくための小さな一歩として、本稿では『久安四年宸筆御八講記』をとりあげ、その史料翻刻とともに室町

期の宸筆御八講研究をめぐる論点と課題について論述したいと考えたのである。この史料は、国立歴史民俗博物館所蔵の田中穰旧蔵典籍古文書469として登録された「宸筆御八講記」卷子本である。「久安四年六月 宸筆御八講記 三条公教公《于時左衛督記事之》」と記された田中勘兵衛の外題がある。内題に「宸筆御八講記久安四 三条内府公教記」とあり、教業記の一部とみられる。『国書総目録』に「久安四年宸筆御八講記」として「田中忠三郎」一軸の写本を孤本としている。ほかに冊子本は、『宸筆御八講記』として東山御文庫本・筑波大学図書館本・京都大学付属図書館所蔵（平松本）の三つが知られている。

なお、これとは別に廣橋家旧蔵典籍古文書730に「教業記」があり、高松宮家伝来禁裏本249に「教業記」がある。ともに保延七年（一一四一）正月一日から二月五日までの三条公教記の写本である。両者とも近世の転写本である。なお、内閣文庫に「三条内府記」があり、すでに翻刻がある⁴。これらの「教業記」と「宸筆御八講記」との相互関係については別途検討しなければならないが、今後の課題にしたい。「久安四年宸筆御八講」の史料翻刻は、二〇〇七・〇八年の二年間にわたって国学院大学院での日本史研究Ⅰでの輪読ゼミによる大学院生の調査結果であり、その担当者を明記しておいた。

①宸筆御八講研究における論点と課題

宸筆御八講の研究史

御八講は、法華経を朝座・夕座の一日二回四日間にわたって読誦・供養する法会であり、十齋講とよく対比される。十齋講は、十齋日である月の一・八・一四・一五・一八・二三・二八・二九・三〇の定例日に月十回にわたり、定光仏講・薬師講・虚空蔵講・普賢講・阿弥陀講・地藏講・勢至菩薩講・観世音講・大日講・釈迦講の法会を開催する法会であり、地藏菩薩本願経にもとづく大規模な法会の典型例とされている。高陽院の主

宰した仏事として著名なものひとつである。⁽⁵⁾

他方、御八講については、法華經八卷を朝座・夕座に一巻ずつ四日間に八人の講師が読誦・論議を行う法会である。五日間に十講することもあり法華十講とも呼ばれた。室町期には御八講にかわって御懺法が盛業するようになり、御懺法への移行という論点をふくめて研究が活発化している。曾根原理は、天皇・皇后の国忌に法華御八講が国家行事としておこなわれたこと、宮中は神事の場であり追善仏事を制約する意識があり、宮中の御八講は宸筆御八講に限られその場合も清涼殿は避けられたこと、応安三年宸筆御八講から清涼殿でおこなわれるようになった、と基本的な論点を提示した。⁽⁶⁾三島暁子は、武家御八講の影響によって応安以降に宸筆御八講開催の機運が高まったと指摘し、応永十二年後円融院十三回忌宸筆御八講の薪の行道を足利義満が絵所六角光盛に描かせるなど、御八講の中心人物は義満であったこと、永正九年には財政難から宸筆御八講から宮中御懺法に変わり、以後御懺法が主流に変わることなどを指摘している。⁽⁷⁾岸泰子は、御八講・御懺法が天皇や武家の権威を示す儀礼とされることについて、開催場と参加者の僧侶や公家について検討し、御八講では薪の行道の所作を行うための場を確保することが重視されたこと、永正年間から御懺法が十二名から二十二名の公家層が参加し、小番衆も聴聞しており、公家層を統括する機能を果たしたと指摘する。⁽⁸⁾これらの研究においては、宸筆御八講以外の仏事は禁裏で行われなかったという室町期貴族における宮中の社会常識がそのまま歴史事実であったとして論じられている。

しかし、実際に中世の禁裏では宸筆御八講以外の法会がおこなわれなかったといえるのかどうかは、歴史学による検証が必要である事柄といわなくてはならない。

禁中御八講は宸筆のみか

『禁秘抄』には禁裏の年中行事では、仏事・神事・諸節供のうち、神事優先という大法があったことをのべている。延喜式にみえる神事隔離の原則は貞観式で制度化されたことが指摘されており、⁽⁹⁾仏事の日時定では神事のない日を選んで仏事の日時の勘文がだされて風記が作成された。その際に、室町期貴族は「凡於禁中被行御八講事、宸筆之外無其例」(『親長卿記』延徳二年(二四九〇)四月廿六日条)という社会常識をもっていたことは事実である。「禁中で行われる法華御八講は宸筆御八講以外にはその例がない」と甘露寺親長ら室町期貴族が考えていたことがわかる。しかし、こうした室町期貴族の社会常識がいつごろ生まれたものなのか、院政・鎌倉期には禁中では宸筆御八講以外にも数多くの仏事がおこなわれていたのではないか、などの史実の検討が必要になる。

そこが、いわゆるテキスト論研究と歴史学の史料批判学との大きな違いであるといわなければならない。いいかえれば、テキスト論は、そこに書かれている言説が重要なものであり、それが史実であったのかフィクションであったのかは大きな問題とはならない。しかし、歴史学においては言説が史実といえるのか、他の一等史料によって裏付けることが史料批判学に相当する。

もともと、「禁中において御八講を行われる事、宸筆之外其例無し」という社会常識は、文永七年(一二七〇)宸筆御八講記などを室町期貴族が利用するなかでつくりあげた歴史像ではないかと私は想定している。いいかえれば、室町貴族の先例研究は資史料の面で院政鎌倉前期にまで及ぶことが困難な状況にあったものと考えられる。とりわけ、宮廷年中行事の作法は時代や政治勢力の交替にもなって故実書・作法書とともに大きく変動してきた。しかも家ごとによって作法が異なっていた。たとえば、平安時代には禁中では清涼殿二間に本尊がおかれ、仁寿殿御仏事がおこなわれていたし、寛治六年には最勝講や佛名会が清涼殿で実施され、四宮篤子内親王も清涼殿二間で聴聞していた。⁽¹⁰⁾いいかえれ

ば、「禁中において御八講を行われる事、宸筆之外其例無し」という室町期貴族の社会認識は、室町時代固有の行事作法認識であったといわなければならぬ。室町期の宸筆御八講の歴史実態を把握するためにも、院政期の宸筆御八講についての個別実証研究が必要なのである。これまでの研究では、わずかに三島が「内裏開催は本尊・宸筆経の観点から安元（一一七七）の頃に定式化が想定できる」と言及するにすぎない。したがって、鎌倉以前とりわけ、院政期における禁中での御八講がどのようなものであったのか、宸筆御八講以外に御八講はおこなわれなかったのか否か、内裏で行われる仏事にはどのようなものがあつたのか、などの諸点についての解明と史料検討が大きな研究課題になつていているといえよう。その意味で、『久安四年六月 宸筆御八講記』をとりあげる意味は大きい。

②室町期の宸筆御八講をめぐる古記録の史料批判

応永三十二年宸筆御八講をめぐる論点

御八講の仏事のなかに、薪の行道が行われる日に捧物の献上が行われ、多くの見物人が参加した。薪の行道とは、法華経第五卷の經典「提婆品」の講読に即して、釈迦の故事を参加者が演じるもので、五巻日の中心的行事であつた（『三宝絵詞』）。釈迦が国王だつたとき自ら水を汲み薪を運んだことにより妙典の悟りをえることができ、悪人を成佛させたことから、天皇やその代人として蔵人が薪の行道の所作をするものである。その日には、主宰者である天皇・院の治世を壽ぎ、女院・親王・摂関・大臣・公卿から五位の貴族にいたるまで美麗を尽くした捧物を献上する行列ができ、蔵人所衆が受け取り前庭に陳列した。すべての行事が終わった日や翌日に貴族や僧侶らに捧物を緑や布施として下賜され、富の再配分が行われたのである。こうした仏事における捧物の美麗さがもつた歴史的役割については、多くの研究がある⁽¹¹⁾。ここから、義満も「五

巻の日」の薪の行道を屏風絵に描かせたのであり、この重要性を指摘したのは三島論文の功績である。とくに、武家と公家との対抗関係から法華御八講について論じた三島暁子は、応永三十二年（一四二五）の後円融院三十三回忌の法華御八講の行道日の捧物を金銀で用意させようとした後小松院に対抗して將軍義持は諸人の窮乏をみかねて金銅の捧物を用意したという『満濟准后日記』応永三十二年四月二十四日の記事にもとづいて、將軍義持による後小松院への牽制であると歴史的意義を論じている⁽¹²⁾。

この義持と後小松院との対抗関係という歴史像は、桜井英治によつてつぎのように論述されている。

「一四二五年（応永三十二年）四月に後円融天皇三十三回忌仏事として営まれた宸筆八講（勅筆の經典を讀誦・供養する法会）は後小松上皇の悪政と義持の善政というコントラストを人びとに強く印象づけるべきこととなつた。この仏事のために、上皇は長講堂領に段錢を賦課のうえ出席の貴族たちには染装束の着用と銀の捧物^{ほうもつ}を要求した。ところが諸人の窮状を察した義持は、あえて銅の捧物を用意した。義持が銅を用いた以上、他の出席者が銀を用いるわけにはいかない。こうして他の出席者も銅の捧物ですますことができただけである。この一件で株を上げた義持とは対照的に後小松上皇はますますその暗君ぶりを取り沙汰される結果となつた」⁽¹³⁾。

この指摘は、三島論文と同様におそらく『満濟准后日記』応永三十二年四月二十四日条を史料的根拠にしたものであると考えられる。

しかし、日記はともに伝聞史料を含むものであつて、それがそのまま史実とはいえず、他の古文書や当事者の記録類によつて裏づけをとる必要があるのは歴史学の実証手続きの基本である。

新出史料の仙洞御八講記

歴博所蔵の廣橋家旧蔵典籍古文書10-95『仙洞御八講記』は応永三十二年(一四二五)四月に後小松院が営んだ宸筆御八講記に相当する。近代になって廣橋家での整理・表軸絵修理をおこなったことを示す統一した縹地色の表具紙がつけられ、外題に「仙洞御八講記 応永三十二年四月 首闕 綱光公筆 壹卷」と書かれている。内題には「七佛薬師法奉行之事応永七二十六」とあるが、別史料の断簡を糊で接続したもので、後世の補修を示すものである。記述は、前闕になっており、一紙目左中央に「当日早旦賦諸僧法服」とある部分に「応永卅二年四月廿二日」と追筆がある。筆跡から、廣橋本の整理と補修をおこなった近代の人物上野竹次郎の手跡と考えられる。書写奥書はつぎのようにある。

「本云 応永三十二年閏六月二十一日以右府記書写之、巨細私加之外見有憚可收箱底穴賢、寛正六年九月廿日以或人秘本書写畢、聊爾馳筆之間、定而可癖事多

歎追而可書改者也

一校畢

花押 (綱光)

ここから、仙洞御八講記の原本は「右府記」とよばれていたものの書写本を寛正六年(一四六五)に廣橋綱光が転写したものである事が判明する。応永三十二年の右大臣は一条兼良である。確かに、第三日目の二十五日公卿の参加者に「右大臣」とある横に「上卿」の記述があり、仙洞での宸筆御八講の上卿を右大臣一条兼良が勤めていたことがわかる。まさに、彼は仙洞御八講の行事責任者であったことになる。

作者一条兼良の自筆本を応永三十二年閏六月に書写して秘本として所蔵していた人物については不明である。この秘本を寛正六年九月廿日に綱光が書写し、癖事は書改めるべきものと記載して花押をすえている。確かに、全文一人の筆で、同墨で、几帳面な筆使いで書写している。法性寺流や青蓮院流・世尊寺流のような書道流派の筆づかいではなく、いかにも職事弁官という事務官の家の書の典型例といえよう。綱光は権中

納言兼郷の子で永享三年六月十三日に生まれ、文安二年十一月廿五日従五位下で禁色元服し、永享三年侍従になり、永享五年正月十九日後花園天皇の藏人となり宝徳二年三月廿九日から右少弁を兼任し、享徳二年正月五日藏人を去り、右中弁をへて、同年三月二十四日に左中弁と藏人頭に同時に任じられ、享徳三年三月廿三日には正四位上のまま参議に任じられた(『公卿補任』)。侍従から三官兼任をへて職事弁官となり公卿から中納言に出世する名家の典型例である。

したがって、『看聞日記』『満濟准后日記』が仙洞御所での宸筆御八講についての伝聞史料であるのに対して『仙洞御八講記』は、御八講の上卿をつとめた一条兼良の作になるもので、当事者による一等史料といえる。綱光はその書写本を作成したのである。

記述内容は、前闕を含むものの第一日の行事次第と奏楽の曲目・朝座夕座の次第が記されたあと、「今日所作人等 注記(天台範親、法相貞兼)」として僧侶の交名が記載される。第二日目は「第二日廿三日」とあり、四月二十三日であることが明示され、同一内容が記録される。四月二十四日は雨のため延期され記載がなく、「第三日 廿五日昨依雨延引」と書きはじめ、二十五日に行われた五巻日の行道と捧物献上でも僧侶・公卿・堂童子・殿上人の交名が記される。「第四日、廿六日、同第二日儀 但撤楽屋」と書きはじめ、朝座夕座の僧名・公卿名・堂童子名を記す。第五日目は「結願日 廿七日」と書きはじめ、装束の次第と佛布施机位置脚を立て「其上に佛布施を置く、久安四年佛布施、佛供机上に置く」とし、夕座の次第と朝座夕座の僧名・公卿・堂童子・殿上人・御布施・論議の証義と講師・聴衆の交名が記されている。

ここから、応永三十二年(一四二五)四月に後小松院が営んだ宸筆御八講記の内容が判明するとともに、結願日に捧物を含む佛布施が「久安四年」の先例にしたがつて佛供机の上に置かれたことがわかる。久安四年の宸筆御八講は室町期においても先例として生きていたことがわか

る。
『仙洞御八講記』の最後につきのような記載がつづいている（写真1中）。

「応永三十二年四月廿六日後田融院卅三廻御仏事於仙洞宸筆御八講
自同廿二日被始行
捧物支配目録（同廿九日被支配云々、出所同注之）

光暁僧正
新

銀巻物（銘寿量品）付同牡丹枝

女院（崇賢門）

紫甲袈裟（在横被）懸蓮打枝

妙法院宮

銀三鈷付松打枝

仁和寺新宮

笛付竹打枝（各銀）

伏見宮

香炉付銀松枝

室町殿

銀蓮打枝付水精念珠

大覚寺僧正御房

檜打枝付杓

園前中納言

心明僧正

菜籠

松打枝付短冊二

上臈御局

紫甲横被懸蓮打枝

仁和寺宮

松打枝付如意

青蓮院准后

銀華髮（鬘）付松打枝

如意寺准后

銀三鈷付躑躅打枝

前関白

風鈴付躑躅打枝

中御門前中納言

房能僧正（已上証義）

水桶

桂打枝付文

二位殿御局

銀蓮打枝懸錦横被

上乘院宮

椿打枝付銀華髮

相応院宮

銀幡付龍頭

聖護院准后

香炉付躑躅打枝

前右大臣

如意付檜打枝

万里小路中納言

英忠法印（忠慶僧正門弟）

白掛一領

妙法院新宮

錦横被懸松打枝

大炊御門中納言

華鬘付蓮打枝

光清朝臣

如意

兼昭法印

白掛一領

（都敷）

錦唐鳥付牡丹打枝

梶井大僧正御房

如意

三条中納言

月付桂打枝

有定朝臣

弁雅大僧都（前経弁僧正門弟）

義堯法印真弟

白掛一領

西園寺前右大臣

錦華鬘付躑躅打枝

日野中納言

如意

長廣朝臣

卷物（孝経）付桂打枝

宣雅大僧都（前右大将通宣子）

白掛一領

三条前右大臣

香炉付橘打枝

中院前中納言

華鬘付檜打枝

持康朝臣

藤枝付立文

宗世朝臣子

白掛一領

左大将

藤枝付銀短冊二

左大将

範誉大僧都（範伊僧正門弟）

左大将

白掛一領

左大将

藤枝付銀短冊二

左大将

葵付銀桂枝	藤中納言	幡付龍頭	右大臣
如意	隆富朝臣	人長輪付柳打枝	中山宰相中將
隆秀大僧都〈鶯尾 隆教卿子〉		如意	俊国
白掛一領		光円僧都〈日野大納言重光卿子〉	
銀唐鳥付牡丹枝	徳大寺大納言	如意付櫛打枝	内大臣
銀如意	日野新中納言	毬打同玉綉(おいかけ)	中御門宰相
華鬘付藤打枝	行豊朝臣	風車	永豊
実意大僧都〈揚梅三位親家卿子〉		兼暁僧都〈光堯僧正門弟	儀同三司兼宣子〉
白掛一領		欽付椿打枝	三条大納言
銀扇付薔薇枝	西園寺中納言	銀風鈴付同竹枝	右衛門督
華鬘付蓮打枝	葉室中納言	銀如意	雅兼朝臣
如意	持冬朝臣	清意僧都〈通覚僧正門弟	月輪宰相季尹卿子〉
房宣大僧都〈已上講師 中御門中納言宣俊子〉		如意	按察大納言
白掛一領		安摩面付曾利古	四辻宰相中將
銀短冊三付牡丹枝	儀同三司	銀文本〈大学〉付藤枝	資親
如意	左大弁宰相	良宣法眼〈兼宣卿子〉	
柳打枝付短冊二	為之朝臣	風鈴付松打枝	花山院中納言
公承大僧都〈三条相国実冬公子〉		如意	四条宰相
風鈴付竹打枝	常盤井宮	銀卷物〈孝経〉付桂枝	定長
如意	前藤宰相	貞兼律師〈兼宣卿猶子〉	
櫛打枝付杖	公知朝臣	白掛一領	
宗悟僧都〈房宗僧正門弟	中御門中納言宗宣卿子〉	後參杖付躑躅打枝	権大納言
鏡付蓮打枝	関白	卷物付竹枝	式部大輔
松枝付短冊二	飛鳥井宰相	如意	範景
如意	房長	光覚律師〈重光卿子〉	右大将
白掛一領	範親僧都	如意付躑躅打枝	季光朝臣
		銀手鞠三付鶏冠木	

孝経付竹打枝

益長

隆真大法師〈四条大納言隆直卿子〉

銀念珠付同檜枝

藤大納言

後參杖付藤花

季俊朝臣

如意

長資朝臣

光実大法師〈重光卿子〉

華鬘付檜打枝

吉田前中納言

笛付竹枝

隆夏朝臣

松枝付短冊三

政光

重慶大法師〈已上聴衆 重光卿子 忠慶僧正門弟〉

檜扇付藤打枝

九条宰相

花筥付松枝

宣光朝臣

如意

基世朝臣

威儀師

如意付独鈷

真乘院大僧正

藤枝付手鞠三

隆遠

從儀師

如意

兼興

書面としての捧物支配目録

ここに翻刻したものは、年月日や筆者の記載がなく、古文書でもなければ、古記録でもない。文中冒頭に「捧物支配目録(向廿九日被支配云々、出所同注之)」と書かれているから、応永三十二年(一四二五)四月廿二日から廿七日まで実施された宸筆御八講において、薪の行道日の廿五日に公卿・親王・女院らから献上された捧物を四月廿九日に僧侶に配分・授与した一覽表で、「捧物支配目録」と呼ばれたことが判明する。この「捧物支配目録」は、僧侶ごとに配分された捧物の種類とその献上者を

すべて書き上げている。「捧物支配目録」は相手に意志を伝達する古文書でもなければ、備忘のための古記録とも異なる史料であり、近年史料学でいう「書面」に近い⁽¹⁴⁾。いわば、捧物を配分する行政実務の執行に利用するために作成された事務書類としての帳簿・メモであり、その業務執行とともに無用になる性格のものといえよう。ここから、中世の「目録」と呼ばれたものは古文書と古記録の周辺に存在した史料群のひとつであり、行政実務執行のための事務書類・帳簿に相当することが判明する。したがって、「捧物支配目録」こそ、応永三十二年の宸筆御八講での捧物の配分をおこなった事実を記録したものといえる。

古記録の史料批判

では、後小松院による応永三十二年(一四二五)宸筆御八講について記録した『看聞日記』応永三十二年四月十九日条をみて、一条兼良が作成し廣橋綱光が書写した『仙洞御八講記』と比較し史料批判を試みよう。

「早且前宰相為御使出京、紺紙御経両卷、捧物銀笛一管、付銀竹打枝(居柳筥入長櫃退紅仕丁中間一人直垂相副)付奉行廣橋進之」

(『看聞日記』)

貞成親王は四月十九日に前宰相田向経良を使者として仙洞御所に派遣して、御経二卷と捧物を贈った。捧物は「銀笛一管、付銀竹打枝」とい、目録には「笛付竹打枝各銀 伏見宮」とあるから、まったく一致している。柳筥に入れ、それを収納した長櫃を仕丁中間に持たせて、御八講奉行で藏人頭左中弁廣橋宣光に付して後小松院に献上したことがわかる。『看聞日記』同年四月廿二日条に「宸筆御八講初日也」、廿三日条「宸筆御八講第二日也」、廿四日条「雨降、御八講第五卷日也、而依雨延引云々無念也」、廿五日条「御八講五卷日也、舞楽賀殿、地久、胡飲酒、新鞋鞆、抜頭、八仙大道嚴重云々、予捧物行豊朝臣持之、(去明応元年相国寺

御筆御八講之時、大通院御捧物故行俊卿持之佳例也」一會壯觀難及言詞之由見物人語之、女官賀々、見物二参」とつづいている⁽¹⁵⁾。四月廿五日の五卷日当日には世尊寺行豊が捧物使として伏見宮の銀笛付竹枝を持参したことがわかる。

以上から、『仙洞御八講記』の記述内容が『看聞日記』の記述と一致しており、両者の記述が史料批判に耐えうる史実であったとみることができる。

次に、三島論文や桜井が歴史叙述にもちいた『満濟准后日記』応永卅二年四月廿四日条との比較検討に入ろう。まず史料を示そう。

「今日御八講御祈行道、依雨延引、今度捧物悉銅也、室町殿御捧物銅ヲ以御沙汰故也、但一種松枝ハ銀云々、仍諸人銅ヲ以テ沙汰之、人々歡喜、併御善政也、凡如此御仏事作善等ニハ人ノ愁歎無様ニ可有御沙汰条、自昔法式歟、今度仙洞様御沙汰、公家知行長講堂領十分一被懸之、窮困輩馳走以外云々、此上ニ各染装束ヲ着シ当官先官各銀捧物、令結構可進由、奉行万里中納言豊房触之了、此等周章ヲ被聞食及、室町殿以銅御沙汰之、諸方勿論也殊勝御沙汰、珍重々々、古人記ニモ追福作善等ニハ金銀等煩多、強不可奔走由見歟」

満濟の日記のうち「室町殿の御捧物は銅ヲ以つて御沙汰故也、但一種松枝ハ銀云々」とあり、義持は銅の捧物を銀の松枝とともに献上した。一種類のみ松枝は銀製であったとする。しかし、「捧物支配目録」には「香炉付銀松枝 室町殿」とあるのみである。香炉付銀松枝が捧物であったとする部分は一致するが、それ以外の銅捧物は「捧物支配目録」にはみえない。

なによりも満濟が「今度捧物悉銅也」とか「諸人銅ヲ以テ沙汰之」、「室町殿は銅を以て此れを御沙汰す、諸方勿論也、殊勝の御沙汰、珍重々々」と述べる事実は「捧物支配目録」とは一致しない。むしろ、女院・親王・門跡・摂関・大臣・公卿らは銀捧物を献上していることが「捧物支配目

録」から実証できる。

將軍義持は諸人の窮乏をみかねて金銅の捧物を用意したとする記述とは反対に「捧物支配目録」には女院・門跡・親王・室町殿・公卿は旧来の銀製品であり、導師の光曉僧正や證義者・講師・聴衆をつとめた僧侶と威儀師・従儀師の僧綱に配分下賜されたことがわかる。確かに「捧物支配目録」を詳細にみれば、宗悟僧都に配分された関白二条持基の鏡付蓮打枝や範親僧都に下賜された右大臣一条兼良の幡付龍頭、光円僧都に与えられた内大臣洞院満季の如意付檣打枝などには銀製品との明示はない。これらが銀製品ではなかった可能性もあろう。

しかし、満濟の記述は桜井が「義持が銅を用いた以上、他の出席者が銀を用いるわけにはいかない。こうして他の出席者も銅の捧物ですまることができたのである」と叙述したごとく、宸筆御八講での銀捧物が銅の捧物に変化し「諸人銅ヲ以テ沙汰之」と主張することが主眼であった。したがって、「捧物支配目録」に照らせば、満濟准后日記の記述は事実とはいえないことが判明する。

しかも、捧物に銀製品以外のものを献上することが許されるようになったのは後光厳天皇による改革であったことが『応安三年禁中御八講記』(統群書類従本)によって判明する。後光厳天皇は応安三年(一三七〇)の禁中御八講での準備過程において、道場や五卷日の捧物の在り方など作法の変更をめぐつて五月廿二日に「太閤・関白・前相国・前右府・内府」に勅問を發した。それに対する内大臣勸修寺経頭の意見書には「諸人窮困之時分略せらるるの条時宜に叶うべきか」とある。六月一日条には「五卷日捧物有るべし、紫甲袈裟香炉之間、所為一種持参せしむべし、金銀に於いては一切停止之由諸卿にこれを相触れる」とある。このとき、袈裟と香炉という捧物について一種を献上すべきであるが、金銀の進上は一切停止するとの触が御八講伝奏から諸卿に下されたことがわかる。なお、このとき、金銀の捧物献上が停止されたのは公卿以下の身分のもの

なのか、公卿以上は銀製品献上がつづいたのかという問題は別途検討が必要である。¹⁶⁾ いずれにせよ、後光厳上皇によって御八講の五巻日の捧物は金銀捧物の進上が停止されていたことがわかる。『満濟准后日記』が室町殿によって金銀の献上が停止されたという記載は、この点からも事実と反するものといわなければならない。

では、後光厳院による改革案は、その後順守されていたのであろうか。応永三十二年（一四二五）の「捧物支配目録」の中から、公卿以下と思われるものを探すとつぎのようになる。

光清朝臣（如意）隆富朝臣（如意 有定朝臣（月付桂打枝） 長廣朝臣（巻物孝経付桂打枝） 持康朝臣（藤枝付立文） 行豊朝臣（華鬘付藤打枝） 持冬朝臣（如意） 為之朝臣（柳打枝付短冊二） 公知朝臣（櫛打枝付杖） 房長（如意） 俊国（如意） 永豊（風車） 範景（如意） 益長（孝経付竹打枝） 季俊朝臣（後参枝付藤花） 長資朝臣（如意） 隆夏朝臣（笛付竹枝） 政光（松枝付短冊三） 宣光朝臣（華笏付松枝） 基世朝臣（如意） 隆遠（藤枝付手鞠三） 兼奥（如意） 雅兼朝臣（銀如意） 資親（銀文本大字付藤枝） 定長（銀巻物孝経付桂枝）

ここから、公卿以下の四位・五位のものが献上した捧物について大半は銀との明記がない。わずかに、雅兼朝臣・資親・定長の三人は銀製品と明示されているから銀製品を献上したことが明白である。銀製品と明示していないものは、銅製品であった可能性が高いとみられるから、応安における後光厳天皇の禁中御八講での金銀捧物停止令は、公卿以下は銅製品とする新方針であり、それが室町時代にも基本的にはまもられていたといえよう。

こうしてみると、応安年間にすでに後光厳天皇によって公卿以下のものは金銀による捧物の献上を停止されており、公卿以上の大臣・門跡・女院・親王らは従来通り金銀の捧物献上を行っていたとみてまちがいない。したがって、將軍義持が応永三十二年（一四二五）に銅をもって捧

物を進上したので、諸人がこぞって銅製品の捧物を献上したとする『満濟准后日記』の記述は史実ではなく、単なる言説とみるべきものといえよう。満濟は後光厳天皇の代に銀捧物の献上という作法について改革が施されていたことを知らなかったのである。

以上から、三島論文・桜井説は根本的に見直しが必要であり、古記録の史料批判は必要不可欠であることがわかる。すくなくとも、將軍義持はこれまでどおり銀製品の捧物を献上しており、公卿以下の四位・五位のものが多く銅製品にしていたのは、義持の主導によるのではなく、応安三年（一三七〇）五月に後光厳上皇によって公卿以下は金銀の捧物献上を停止されていたためであった。応永三十二年には公卿以上のものはいずれも銀の捧物を献上していたのである。『満濟准后日記』の「今度捧物悉銅也、室町殿御捧物銅ヲ以御沙汰故也」という記述は、義持の「御善政也」を強調しようとした政僧の悲しむべき作為であり、それを史実とすることは歴史の偽造に手を貸すことになる。

だが、満濟の言説が当時の特権貴族社会の中でそれなりに説得力をもちえたからこそ、その嘘の言説を日記に本当らしく書かせることになったのも事実といえよう。だとすれば、なぜ室町期特権貴族が窮状の中でも宸筆御八講での捧物は銀製品で献上するのが当然とする社会常識をもっていたのか、という疑問を解いておかなければならない。そのためには院政期の宸筆御八講の実態を検討しなければならない。

③ 院政期の宸筆御八講と銀捧物

院政期の宸筆御八講

『文永七年宸筆御八講記』（続群書類従本）は「一捧物」の項目を立てて、安元年間の宸筆御八講に「公家」が「砂金百両」、「院宮親王」が一種、大臣・大納言・中納言・参議散三位の「公卿」は一種と被物、「殿上人」が一種を捧物にしたと記述している。銀製品がみえるのは、長治年間の

宸筆御八講に際して「院」が「銀鏡 大樹廿領 単重十二領」を献上したのが最初であり、以後、安元・久安・久寿年間にも院は「銀如意」「銀袈裟」「銀横被懸蓮枝」を進上したとしている。

そこで、長治の宸筆御八講の事例を考証してみよう。『中右記』長治元年（一一〇四）八月一日条によると、弘徽殿において贈皇太后太后藤原賢子のために宸筆御八講が行われた。堀川天皇が出御して左大臣以下公卿らが杖座に着し、楽人の秋風楽の発声により衆僧が参上した。惣在庁慶俊が所労のため、代わりに威儀師義尋が先行し、天台座主法印権大僧都慶朝と興福寺別当覚信が證義者として参上し、講師七人と興福寺・東大寺・延暦寺・園城寺から二十人の聴衆僧が参加した。四箇法要の形式で仏事が進行し、論議・呪願・行香で次第が終了した。夕座の儀も行われた。八月二日に御八講第二日がおこなわれたが、八月四日には伊勢大神宮事により物忌があつて御八講は延引、五日も北野祭で延引した。神事優先で仏事である御八講が延期されたことがわかる。八月六日によろやく御八講五巻日となり、人々捧物を行事所に奉った。行道が行われ、荷薪・菜籠・水桶は藏人三人がになつた。「院宮御捧物持之行列」がつづいた。その品物と持参者が書き上げられているので、整理すると次表のとおりである。

一院（白河法皇）捧物	院別当藏人頭重資	— 銀鏡付蓮枝
二条院	右少将師時	— 香炉
太皇太后宮	右少将顕国	— 香炉
中宮節子内親王	権亮師隆	— 銀三衣篋 高実朝臣
所課		
前齋院令子内親王	左少将顕国	— 銀鞆鼓 有佐朝臣
所課		
高倉一宮	師重	— 香炉
公卿右大臣		— 香炉付松枝

内大臣 — 打毬樂玉

民部卿俊明 — 香炉

春宮大夫公実 — 瓔珞

新大納言経実 — 香炉

治部卿俊実 — 香炉

左衛門督雅俊 — 香炉

右衛門督宗通 — 香炉

左兵衛督能実 — 香炉

藤中納言仲実 — 香炉

源中納言国信 — 香炉

右兵衛督師頼 — 香炉

右宰相中将顕通 — 安摩造面

下官 — 香炉

源宰相能俊 — 香炉

左大弁基綱 — 香炉

大藏卿通良 — 香炉

左京大夫顕仲 — 香炉

修理大夫顕季 — 香炉

捧物の行列について、「或銀花枝、或松切枝、又巻数枝、各々付香炉（不能委記）、藏人頭顕実朝臣以下殿上人四十人許列之（各分盤大一口小二口 皆入透袋付花枝、或有風流、但此中左少将通季青海波反尾、右少将信通奚婁鼓、其外如常 中少将帯剣、自余不帯剣、藏人并殿上童依不献捧物不列立也」とある。

ここから、白河院が銀焼付蓮枝・中宮節子内親王が銀三衣篋・前齋院令子内親王が銀鞆鼓と銀製品であったことが明記されている。とりわけ、公卿らは「香炉」とあるが、それらは「或銀花枝、或松切枝、又巻数枝、各々付香炉（不能委記）」とあるから、袈裟・横被・掛などの衣料品を銀花

枝・松切枝・巻数枝に懸け、香炉を副えて、衣に香を焚き込める様を工夫して捧物にしたとみてまちがいない。まさに美を尽くし善をつくして捧物を進上したのである。藏人頭以下の殿上人は四十人ほど捧物の行列ができ、大盤一口と小盤二口で透けた袋に入れ風流あるものであったことがわかる。白河院政期には公卿以上は銀製品、殿上人は盤を捧物として奉納しており、身分差による奉納品の差別があったことがわかる。「藏人并殿上童依不献捧物不列立也」というのも藏人や殿上の童を出した貴族らは捧物を献上できなかったことがわかる。宮廷儀礼は身分による差別・排除の論理をもっていたことがわかる⁽¹⁷⁾。

久安四年(一一四八)の宸筆御八講での捧物については、翻刻史料にあきらかなように「捧物事、至上達部者、殊不被催、只進否可任意之由所被仰下也、雖然大略無不献之人歟、殿上人、為受領之輩、所被宛催也、但銀不可過三十兩之由雖被仰下、無守其制之人、各以過差為先耳」とある。上達部には捧物の催促はなかったが献上しないものはなかったらしい。殿上人や受領は所課として捧物献上を催促され、銀三十兩を過ぎないように規制されたことがわかる。しかし、銀三十兩以内という禁制を守るものではなく、「過差をもって先となす」という状態であったことがわかる。まさに、鳥羽院政期に捧物は殿上人・受領ら四位・五位ら貴族すべてが競って銀製品を献上することが社会常識となっていたことがわかる。

『兵範記』仁平四年(一一五四)六月廿日条によると、この日から前齋院は高松殿において御筆御八講を始めた。一院も出席し、院別当公能、職事惟方が奉行した。廿二日が御八講五卷日にあたる。その日条に「下官参入衣冠、朝座了、夕座初、置銀捧物、公卿殿上人役之」(『兵範記』)とある。宸筆御八講ではなく、前齋院の主宰する御八講においても五卷日の行道にあわせて「公卿殿上人」が「捧物」を贈る習慣があり、「銀捧物を置く」といわれていたことがわかる。前齋院御八講は二十四日に結願日をむかえ、夕座のあと布施がなされ、「銀捧物證誠二人各十余、

僧都以下七八、或五六」とある。銀捧物が證義者や講師・聴衆らの僧侶の布施につかわれ、富の再配分の機能を果たしていたことがわかる。

このように銀製品を捧物にもちいることは、鳥羽院政期の仏事の供養では一般的な習慣になっていた。『兵範記』久寿二年(一一五五)十月二十三日条には、関白藤原忠通の妻正室北政所が九月十五日死去したのにもなつて五七日法事が実施された。このとき、娘で崇徳天皇の中宮であった皇嘉門院聖子が母のために「亡者御物等」の遺品で「銀一尺阿弥陀如来像」を鑄造した⁽¹⁸⁾。こうした法事の装束作法では「盡美盡善」「美麗過差」が当然視されていた。大治四年(一一二九)十月二日白河院結縁経御八講の結願日にも「各々風流捧物」は「每物過差、皆金銀を施す一々美麗也」(『中右記』)とある。このように過差美麗は神や仏に対する供養・積善・功德であったものであるがゆえ、経済的出費を当然視する社会常識が生まれたものといえる⁽¹⁹⁾。それは、死者への供養・積善・功德であり、美を尽くし善を尽くす行為とみられていた。

以上の検討から、公卿以上の捧物は銀製品とする貴族社会での社会常識は鳥羽院政期に一般化し、室町期の宸筆御八講でも厳然と存在していたのであり、室町殿義持もそれに抗して銅製品の捧物を献上することはできなかったのが史実であったといわなければならない。

反面で後光厳天皇による公卿以下の金銀捧物停止令は、院政期における身分による捧物の差別規制を復活させたものといわなければならない。白河院政期の長治元年の宸筆御八講では、藏人頭以下の殿上人の捧物は盤であったし、鳥羽院の久安四年の宸筆御八講では、遵守されなかったとはいえ殿上人や受領之輩は銀三十兩を過ぎるべからずという身分差別規制が存在していた。

こうしてみれば、室町期禁裏と院政期の内裏や院御所などでの諸行事での作法や公家社会の社会意識などにおいて時代を超えて共通にしているものが部分的に存在することに留意する必要があるといえよう。

『久安四年宸筆御八講記』の史料分析はこのほかにも多くの興味深い研究課題が散在している。史料翻刻が広く活用され、中世前期と後期の公家研究の交流が進展することを期待している。

註

- (1) 田島公「天皇家ゆかりの文庫・宝蔵の「目録学的研究」の成果と課題」(『説話文学研究』四一 二〇〇六)。「禁裏・公家文庫研究 第三輯」(思文閣出版 二〇〇九)
- (2) 拙論「甘露寺親長の儀式伝奏と別記『伝奏記』の作成」(吉岡眞之、小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房 二〇〇九)
- (3) 書面については、村井章介「中世史料論」(『古文書研究』五〇 一九九九)参照。裏本と古典学」(塙書房 二〇〇九)
- (4) 木本好信・園部寿樹「内閣文庫本「三条内府記」稿」(『米沢史学』八・九号 一九九二・九三)
- (5) 桜井徳太郎「高陽院十齋講について」(小葉田淳教授退官記念会編『国史論集』一九七〇)。御八講については、山本信吉「法華八講と道長の三十講」(『仏教芸術』七七・七八 一九七〇)参照。
- (6) 曾根原理「室町時代の御八講論議」(『南都仏教』七七 一九九九)
- (7) 三島暁子「室町時代宮中御八講の開催とその記録」(『武蔵文化論叢』二二 二〇〇二)
- (8) 岸泰子「室町・戦国期における宮中御八講・懺法講の場」(『日本宗教文化史研究』九一 二〇〇五)
- (9) 佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会 一九八六)。なお、堀一郎「神仏習合に関する一考察」(『宗教・習俗の生活規制』未来社 一九六三)、小島鉦作「神事優先の伝統」(『神道宗教』二二 一九六〇)・同「神事優先」(『国民生活史研究』四 吉川弘文館 一九六一)参照。
- (10) 齋木涼子「仁寿殿観音供と二間御本尊」(『史林』九一 二二 二〇〇八)、拙論「天皇と仏教⑤」(『寺門興隆』一一九 二〇〇八)
- (11) 佐野みどり「王朝の美術」(中野正樹ほか『日本美術全集第八巻 王朝絵巻と装飾経』講談社 一九九〇)、遠藤基郎「過差の権力論」(服藤早苗編『王朝の権力と表象』森和社 一九九八)。
- (12) 三島暁子「南北朝室町時代の追善儀礼に見る公武関係」(『武蔵文化論叢』三二 二〇〇三)
- (13) 桜井英治「室町人の精神 日本の歴史12」(講談社二〇〇一 九〇頁)
- (14) 村井章介前掲註3論文
- (15) この割注に「明応元年」の記述があるから、『看聞日記』が日次記の自筆本ではなく、後日に訂正・加筆・補筆した清書本であることがわかる。応永三十二年十二月三十日分までが清書本で、それ以降は清書し直された形跡がないことは和田英松「皇室御撰之研究」(明治書院 一九三三)によって指摘されている。なお、近年になって永享四年分にも見消の抹消線や切断による字の痕跡があることが田代圭一「看聞日記」に関する二、三の覚書」(『汲古』五四 二〇〇八)によって指摘されている。
- (16) 拙論「天皇家の法事」(『寺門興隆』一一一 二〇〇八)
- (17) 中世の儀礼が統合の側面とともに排除・差別の原理をもち、暴力性をもつことは「対談 ―王権・暴力・排除と統合―」(松尾恒一編『歴史研究の最前線7 儀礼を読みとく』7 吉川弘文館 二〇〇六)でも指摘しておいた。
- (18) 拙論「僧侶と呪術」(『寺門興隆』100号 二〇〇七)
- (19) 拙論「過差と美麗を尽くす」(『増補中世寺院と民衆』臨川書店 二〇〇九)

(二〇一〇年二月二十四日受付、二〇一〇年七月二十七日審査終了)
 (国立歴史民俗博物館研究部)

宸筆御八講記(公教卿記)

【凡例】

- 一、漢字は常用漢字での表記に統一した。
- 一、文中には、読点(・)と並列点(・)を付け加えた。
- 一、欠損文字は□及び「」を用いて表記した。
- 一、判読不可能な文字は■で示した。
- 一、文字を推定した場合は、傍注(〃)を付した。
- 一、参考・説明の場合は、傍注(〃)を付した。
- 一、傍注(ヒ)は、京都大学所蔵平松本を参照したことを示す。

○本文

〔外題〕
久安四年六月

宸筆御八講記三条公教公于時左衛門督記之、

〔附箋〕
「五百〇五」
〔五〕の上に「重美」印アリ
※平松本の外題は、「御八講記久安四年」と表記。

〔内題〕
宸筆御八講記久安四

三条内府公教記

久安四年六月

四日、庚寅、雨降、〔鳥羽法皇〕〔藤原政子〕法皇奉為贈后可被行御八講、
今日有件定、仍未刻着束帶參院、〔親町東洞院〕〔高陽院〕正親町東洞院、〔高陽院〕高陽院、
御所、去月廿九日渡御此所、

小時人々参会、左近大将源朝臣・右近大将藤原朝臣・権大納言

同朝臣伊・権〔伊通〕□〔中〕納言同朝臣季・参議同朝臣・修理大夫

同朝臣□〔忠能〕〔等ヒ〕参着殿上、公教以藏人左少弁光頼□□□□

参集可令定申敷、仰云、聞食畢、抑去保延二年於

鳥羽殿所被行御八講也、今度之儀一可逐彼例

之由、先日予□□□、仍其由告示人々畢、次召藏人、

硯・続紙・例文等仰可持参之由、即高階業行持参之、

公教書定文、書了次第伝上、其儀如常、此間左大将

源朝臣令忠盛朝臣進日時勘文、〔平〕入宮、陰陽權助賀茂

左大将加入定文□忠盛朝臣奏覽之、御覽了〔以ヒ〕函給、

即被下忠盛朝臣、彼朝臣下主典代以平了、秉燭事

了人々退出、

十五日、辛丑、天晴、□□、参鳥羽殿南殿、先是尾張守親隆

朝臣参上、奉仕御装束、〔去十二日始御装束、親隆奉行之〕藏人所并武者

所衆等役之、〔兼日令催之〕入夜、上皇御幸、寄御車於中門廊、〔鳥羽上皇〕

下御之後、公教申云、須奉居御仏、而今日当御衰日如

何、以吉日始御装束了、至御仏者不可及沙汰敷、〔隨保延ヒ〕□□

之度、其沙汰無所見之、雖然為隨 御定、未奉居也、

仰云、明旦奉居□、可及懈怠敷、申云、更不可及懈怠、

然者、明旦何事候□〔哉ヒ〕有仰、歷御覽御装束後入御、

其後、方々御所事等有御沙汰早、今夜 新院御幸、〔崇徳上皇〕

御所□〔殿〕高陽院・皇后宮・前斎院同以渡御、御所可被

儲此殿、〔藤原得子〕〔統子内親王〕前斎院同以渡御、御所可被

儲此殿、〔前ヒ〕

十六日、戊寅、晴、今日奉為贈后、被供養等身皆(金色)□□

□□迦如来像一体(釈)「(佛師法印)」・金泥御筆法華經一部・

素(紙御)□□經□部、但自明日五ヶ日可被行御八講也、

抑去保延二年為彼御菩提有此御善根、仍任其例重

所被行也、処者鳥羽之離宮、仏者鸞頭之教主、儀式

莊嚴之美不改保延(之)□跡、但彼者雖五部大乘課

□□□□者、雖一部妙典、深神事「(宝)」

重之儀、越先御願者也、
(以上、石井伸宏担当)

御装束儀

放出寢殿母屋西四ヶ間・南庇五ヶ間・西庇三ヶ間・母屋障

子南面四ヶ間、棟分障子西向二ヶ間・南庇自西第五間・

西向一間、惣八ヶ間懸御簾、除西庇南向一間之外、立亘御

几帳各一本、□□(飛)□□(立)□□(飛)、其上引壁代、暑夏之間雖不□□(引)□□(懸)、
本依弘問也(之)、代、依御簾透引之例也、

几帳上卷上之、母屋南面四ヶ間・西面二ヶ間・南庇七ヶ間懸

亘御簾、南庇自東第一二間垂之、立御几帳、此外母屋・庇

南西二面皆卷之、放出母屋(南庇)二重、并南西二面庇毎間懸

幡・花鬘代、日蔭間母屋立仏壇、(驚足、地時)螺鈿、奉居御仏、

其前上、立花机一前(驚足、地時)同仏壇、供香花、置仏布施、

其東西「(驚)」花机南下、立時絵螺鈿

机、備(驚)□□(驚)、(驚)「(敷)如、(驚)」(驚)前南簀子敷廻長押立御經

之机、其□□螺鈿□□(驚)「(驚)」(驚)今日者不奉、其南相並御經之

机、立散花机□□脚、(在覆、但地敷一帖之上立)脚机、置花筥十枚、南

廂仏前間□□「(東)」□□西相對立高座、其前各立前机、

在鋪、其間「(其)」也、□南廻高座当仏前立礼盤

二基、「(量)」(此)「(驚)」南廂西第五間■南敷

高麗端「(量)」□導師座(驚)「(驚)」義、同廂第

二三間敷同「(二間為敷)」(東)西為僧綱座、同廂第一間并西庇

二ヶ間敷「(机)」(素)「(部)」為凡僧座、除導師之■当座

前、立經□□「(素)」紙法華經各一「(部)」經十部也、□一部者、

又御筵「(部)」□□、南■□□(講)師高(講)座前机、

間以西敷「(部)」□□■□□

「(左)」(大)「(部)」座、以寢殿北廂西第一間為

為■□□「(御)所、(御)此所、以棟分東為高陽院御所、南廂二ヶ間・

西向一間女房出□□(袖)、(紅)單、(重)同色引倍岐、(女)郎表着、透廊

薄青裳、(西)「(對)」(袖)唐衣、(朽)葉裳付濃腰、(岐)、(花)■□□引倍

付濃腰、(岐)、(紅)單、(重)同色、(引)倍岐、(女)郎花

表着、(枯)梗唐衣、(以)中門北廊卯西、為殿上、又中門南腋懸

「(御)堂■□為□□□□所□□(衆僧參念)」

「(南)庭東差退、立御誦經帳、(庭)樹下、

「(麻)布(五)百、寢殿西面■障■日立

「(暫)為前齋院女房「(西)向妻

「(直)盧各所宛給「(由)同被仰下、

「(直)衣、(參)上、(依)召「(以上、大塚未來担当)」

□机後座、説法了、問者有観一問一答不及重難、講師依為證義者也、論義事了僧徒退「(下)」

□歸着殿上、(次)□内大臣仰鐘如朝座、次内大臣以下着座、

□侶參着、講師有観・誦師仲胤各登高座、(仲胤)□(後東)□(堂童子)可着高座、而渡(御)前着之、雖加制止猶不拘、鄭重御願、□(禮儀)可謂奇怪、老耆之所及歟、(飛) 誦智・「(堂童子)」

如朝座、散花賞珍説法之間、左大将・新大納言・別当

參上、説法了問者弁覺論義如例、事了龍象起

座、槐棘退(飛)帳、此間陰雲忽掩、雷雨殊甚、

十八日、甲辰、天晴、午剋緇素參集、以顯遠被仰可始

之由、右大将召親隆仰鐘、次右大将及公教・權中納言・

宰相中將(忠)・修理大夫等着座、僧徒參着、講「(延)」、

誦師有観、唄仲胤、堂童子、(左方範兼・信範)、散花禪智、堂

達玄縁置御經、(二・三)如昨日説法之間、左大将・權大納言・

新大納言・右宰相中將經參上、相次内大臣參着、(問者)□

俊智論難(彼)、雌雄難決、爰弁覺振才、評定是非「(延)」、

論了、僧俗共(師俊)、次内大臣仰鐘、次諸卿參上、僧侶「(延)」、

講誦□(師俊)智、俊宗、唄有観、散花玄縁、堂童(子)「(延)」、

「(延)」談早、法侶・公卿(共)○退下、

「(延)」仰云明日雖不可有行道、於捧物者「(延)」、

「(延)」而仏(待賢門院)無其所如何、申云、保「(延)」、

「(延)」故女院御捧物被置仏前、其外皆置御「(延)」、

「(延)」、今度又不可有異儀歟、仰云可然之、又「(延)」、

「(延)」捧(物)□道其(不)幾無處其御覽「(延)」、

便宜不(候)□□自南廂西第一間經仏後東廻渡「(延)」、

更入(子母)□屋可置仏壇以西歟、此外難有他道、「(仰)」、

何(事)之有哉、小時入御、次以顯遠明日定可持參所々

御捧物之人々事、予承仰之後、各可告廻之由仰親隆

朝臣畢、(了)以上、比企實之担當

十九日、乙巳、晴、今日五卷日也、以西対代西廂南二ヶ間

為置捧物等之所、(件所本放出也、而日來懸御簾、為前齋院御所之内、然而於今日者卷御簾、忽立棚二脚置捧物等、抑沙汰也) 午上、僧侶參集、公卿參上、内大臣・左大将雅定、

右大将実能・權大納言宗輔・新大納言伊通・左衛門督

公教・別当重通・權中納言公能・新中納言季成・藤宰相清隆・

宰相中將(忠)・修理大夫忠能等也、以顯遠被

仰(仰)事之由、次内大臣召親隆、被仰可令打鐘之由、

次内大臣已下參上、僧徒(又)參上、講誦師仲胤・忠春登高座、

唄(勝)寛、堂童子着座、(左方師盛・信經)、散花俊宗、堂達

玄縁、置御經四・五卷、(兩)如常、講師弁説、満座感歎、懸河

波(清)、(露)鮮、問者覺珍論事了、僧徒退下、公(卿)□

「(殿)」上、次内大臣仰鐘、次緇素着座畢、公卿

捧物等、其儀先置御捧物、(因幡守)后輔朝臣「(延)」、

「(遠)」廊入自寢殿南廂西一間、自仏後東進迫仏前

「(依)」捧物所勞、(公)通朝臣取之、忠盛朝臣俄有、次高陽院御捧物家(權亮)□

朝臣取之、其(但)渡仏前、西行、次皇后宮御捧物朝臣取之、

更入手母(近)、(西)頭置之、已下同之、(高)陽院姫宮朝臣、(皇)后宮姫(公)□

「(前)」親朝臣、(高)陽院姫宮朝臣、(皇)后宮姫(公)□

「(公)」親朝臣、(高)陽院姫宮朝臣、(皇)后宮姫(公)□

〔右之近少將〕(藤原忠実) 將・入道前大相國(右近少將)・一品法親王(上在位)・守季兼(兼)・(若宮)
伊美朝臣(藤原)・成雅朝臣(藤原)・今姫宮(藤原)・次第置之、次内大臣置捧物、(藤原)・(若宮)
師仲朝臣(藤原)・今姫宮(藤原)・次第置之、次内大臣置捧物、(藤原)・(若宮)
權守信範(藤原)・次左大将(藤原)・右大将・權大納言(言)・(若宮)

〔新七〕大納言・左衛門督公教・別當・權中納言・新中納言・藤

〔宰七〕相・宰相中將三人・修理大夫等、各取捧物(已上藏人等)置之、

〔同〕御捧物、次第着座、次殿上人信輔朝臣以下廿余人(藤原)、

〔捧物之人〕次第置之、次撰政已下、不參之人并女房等所

〔捧物十人〕捧殿上人等置之、惣捧物十七余捧、銀、皆

〔壇以西母屋二ヶ間除行道置之、次夕座、講師俊宗、

〔師〕珍、各登高座、唄俊智・堂童子如先、散花忠春

〔法〕了、問者禪智論談詞多、爰弁覺精義之間、問者禪

〔不詳〕不詳叩鐘之趣、猥輕執斧之才、雜言頗以喧、滿座不為

可、仍隆覺加制止令打磬、證義者弁覺成敗之間、問者

〔雜言〕雜言、于時證義者隆覺加制止、即令打磬了、僧徒

退下、公卿起座、

以顯遠奏云、捧物等可令撤歟、保延至結願日不被撤

〔於堂中所分給也、今度如何、仰云、保延第四日有此

儀、是翌日結願、其程不幾、仍不撤歟、於今度者明後日

結願、〔捧物〕形、空可經一日、似無所拋、早可令撤、即

撤之、令置本所、(差武者所衆等) 〔廿日丙午九〕

〔時〕僧侶參會、以時信被仰可始之由、内

〔隆〕隆仰鐘、次上達部着座、撰政(扨從新院御共)、

〔右大将〕右大将・新大納言及公教・宰相中將(忠)、

〔殿上〕殿上參上、次僧侶參上、講說師忠春

〔座〕座、唄仲胤、堂童子左方(俊長)、右(因)、(通家)、

〔玄〕玄緣置御經、(卷六七兩) 說法了、問者玄

〔緇〕緇素起座、撰政被退本方、内大(臣)、

〔仰〕仰鐘了着座、以下從之、但撰政殿

〔徒〕徒參上、講說師覺珍・玄緣、唄寬勝

〔花〕花禪智、問者仲胤、次第如例、事

〔也〕也、檢知捧物、相量兩數子宛僧(侶)、

〔之〕之內早難分得之故歟、自今日有此沙汰、

〔服〕服所參仕(進)、

〔御〕御八講結願也、早旦立御誦經

〔未〕廿一日、丁未、晴、御八講結願也、早旦立御誦經

〔幄〕幄、(積布) 午剋僧徒參集、以時信奏云、僧侶參集

〔了〕了、上達部間雖參仕上臈未參也、仰云、早可始、仍仰

可打鐘之由、(因事官人打之、初後如此、中間) 次上達部欲着座

之間、内大臣・右大将、自東方參着、(扨從新院) 相次左大将

參上、權大納言・新大納言及公教・右衛門督・別當・權

中納言・新中納言・藤宰相并宰相中將三人(忠)、

〔教〕教長・修理大夫等着座、僧徒參上、講說師禪智・玄

緣、唄仲胤、堂童子着座、左方、(長成) 右方、(隆長) 散花忠春、

堂達覺珍置御經、(八卷并) 說法之後、問者俊宗論義、

〔普〕普賢經、

事了僧侶退下、公卿起座、次内大臣召親隆朝臣、仰可令

打鐘之由、僧侶着座、講師玄縁、読師覚珍、唄有観、堂

童子同朝座、散花俊宗、行道之後、威儀師維嚴、持

御誦經文參上、堂達禪智起座取之授講師、其

儀如初日、説法了後、問者忠春論義、次行布施、公卿已下

并捧物等、次高陽院加布施、次皇后宮加布施、已上兩所

已下取之、内大臣不取之、布施、僧綱料差綱、凡僧料遺繩、十一頭引廻

庭匠之後引立庭中、上、東御隨身等引之、左近將曹奏

中臣重近・府生奏兼文・左近番長下毛野敦則・右近番長同忠利・近

兼頼・同兼清・同兼任・同兼国、御隨身、兼文字小男二人、院、已上祇候

次從僧等隨催進出南庭、次第給之引出、次從僧下

堂上取布施、此間所授物多、彼此相混輒難分別、仍親隆

朝臣・顯遠・時信等、進僧座下、各加拾知令取之、是依

行也、事了僧徒退下、公卿起座各々退出、

親隆朝臣、令撤御裝束、所借用之物等、各返送本所、

可令取請文之由示親隆、即下知主典代了、於御

依仰奉渡勝光明院廊、仏壇・花机・闕伽器・灯台

同相具、

御筆御經、依召以顯遠進御所、前ヒ入筥、御願文有御

加入之、

六ヶ日間、新院自北殿渡御、御船、上達部兩三輩

日々候御船云々、

高陽院姫宮女房・皇后宮・前斎院女房、每日有打

出、但不改色、

捧物事、至上達部者、殊不被催、只進否可任意之

由、所被仰下也、雖然大略無不獻之人歟、殿上人為受

領之輩、所被宛催也、但銀不可過三十兩之由、雖被

仰下、無守其制之人、各以過差為先耳、

御願文作者、文章博士藤原永範朝臣、

清書、右中弁藤原朝隆朝臣、

料昏、序雖相儲自御所下給也、

左衛門督藤原公教、奉仰記之、

(本云、宸筆御八講記久安四 三条内府公教記 匕)

(以上、廣瀬亮輔担当)

